

盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月22日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動補助金交付要綱

(目的)

第1 関係人口及び交流人口の拡大並びに市の区域内への移住及び定住の促進を図るため、団体等が行う東京・盛岡コミュニティ活動に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則(昭和50年規則第27号。以下「規則」という。)及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 政治活動又は宗教活動を目的にしない団体、法人又は個人のうち、市の区域内又は東京圏で盛岡に関連した題材に係る活動又はこれに類似した活動の実績があるものをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 東京・盛岡コミュニティ 東京圏において盛岡に関連した題材でつながりのある団体等の集合体をいう。
- (4) 東京・盛岡コミュニティ活動 団体等からの企画提案により、東京・盛岡コミュニティとして形成されることを目的とする活動、既存の東京・盛岡コミュニティの活性化に資することを目的とする活動又は市内に移住を希望する者の受入環境を整備することを目的とする活動で、別に定めるところにより選定されたものをいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、団体等が行う東京・盛岡コミュニティ活動に要する経費のうち人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める経費(市の他の補助事業の対象となる事業及び市以外の法人等の助成の対象となる事業を行う場合に要する経費を除く。)とし、これに対する補助額は、当該経費の5分の4に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内の額とする。ただし、その額が40万円を超えるときは、40万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和3年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 団体等が東京・盛岡コミュニティ活動を希望する件数
 - (2) 事業計画書に記載された事業効果の評価方法に基づく達成度合
 - (3) 補助期間が終了した後に継続している東京・盛岡コミュニティ活動数
- (申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 見積書の写し	1部	
	5 団体等の概要に係る書類	1部	
	6 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	別に定める。
	2 事業実績書	1部	
	3 収支決算書	1部	
	4 領収書の写し	1部	
	5 その他市長が必要と認める書類		
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	別に定める。
規則第17条第2項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	別に定める。